

船橋市公衆浴場組合事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公衆浴場の利用促進及び入浴者の増加を図るために、千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合船橋支部（以下「組合」という。）が実施する公衆浴場組合事業に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けている公衆浴場であって、当該入浴料金を物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の範囲内で営業している公衆浴場をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、第1条に規定する目的を達成するために実施するもので、組合が実施する別表に掲げる事業（以下「組合事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、当該年度中に組合事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付限度額は予算の範囲内とし、別表に掲げるとおり、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付決定額として算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、組合事業が完了した後、速やかに船橋市公衆浴場組合事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ふれあいお風呂の日事業浴場別実績報告書
- (2) 領収書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査したうえで交付の可否を決定し、船橋市公衆浴場組合事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（交付決定の取消等）

第8条 規則第16条の2の規定による返還命令は、船橋市公衆浴場組合事業補助金返還命令書（第3号様式）によるものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第9条 申請者は、第6条の規定による申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(組合事業に要した費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づき補助金の交付を受けた者は、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市公衆浴場組合事業費補助金消費税仕入控除税額報告書(第4号様式)により、組合事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月4日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市公衆浴場組合事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業（組合事業）	補助対象経費	補助率
公衆浴場ふれあいお風呂の日事業	ふなっこ無料入浴事業 毎月の第2・第4土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（ただし、元日を除く。）及び同法第3条第3項に規定する休日に実施する小学生を対象とした無料入浴事業の入浴料 親子無料入浴事業 こどもの日（5月5日）・母の日（5月の第2日曜日）・父の日（6月の第3日曜日）に実施する親子ペア（親（祖父母を含む。）1人と小学生以下の子1人の組をいう。）を対象とした無料入浴事業の入浴料	10分の10
	消耗品費、印刷製本費、広告料、衛生対策費	4分の3
振興・広報事業	公衆浴場の利用促進及び入浴者数の増加を図るために実施するスタンプラリーのイベント事業 消耗品費、印刷製本費、広告料	4分の3

第1号様式

船橋市公衆浴場組合事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申 請 者
住 所
団体名及び
代表者氏名

船橋市公衆浴場組合事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び内容

--

2 事業費及び経費配分

総事業費	補助事業費 ㉗+㉘+㉙+㉚	経費配分		
		市補助金	自己資金	その他

事業費の算出基礎

(1) ふれあいお風呂の日事業

①ふなっこ無料入浴事業

実施日	入浴者数	入浴料金	備考
月～ 月	人	円	
計	人	㉗ 円	

②親子無料入浴事業

実施日	入浴者数			入浴料金			備考
	大人	中人	小人	大人	中人	小人	
月 日	人	人	人	円	円	円	
月 日	人	人	人	円	円	円	
月 日	人	人	人	円	円	円	
計	人			㉘ 円			

③消耗品費等

補助対象経費 (A)	(A) × 3 / 4 (補助率)	備考
円	㉙ 円	

(2) 振興・広報事業

補助対象経費 (B)	(B) × 3 / 4 (補助率)	備考
円	㉚ 円	

3 消費税及び地方消費税の適用に関する事項

(1) 補助金交付額の算定

<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。
--

(2) (1) で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

第2号様式

船橋市公衆浴場組合事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 ⑩

年 月 日付申請のあった船橋市公衆浴場組合事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、通知します。

補助金交付の可否	可 ・ 否
経費所要総額のうち 補助対象となる経費	円
交 付 決 定 額	円
交 付 予 定 時 期	年 月 日
備 考	<p>交付決定額の内訳は以下のとおりです。</p> <p>1 ふれあいお風呂の日事業</p> <p>(1) ふなっこ無料入浴事業 円</p> <p>(2) 親子無料入浴事業 円</p> <p>(3) 消耗品費等 円</p> <p>2 振興・広報事業</p> <p>消耗品費等 円</p> <p style="text-align: right;">合計 円</p>

第3号様式

船橋市公衆浴場組合事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 (印)

船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、次のとおり補助金等の返還を命ずる。

交付決定額		円
既交付額	年 月 日 交付 年 月 日 交付 計	円 円 円
交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限		年 月 日まで
返還を命ずる理由		
返還方法		

第4号様式

船橋市公衆浴場組合事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長あて

申 請 者
住 所
団体名及び
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のあった船橋市公衆浴場組合事業費補助金について、
下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市組合事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

※0円の場合はその理由

3 添付資料

- ・免税事業所であることを証する書類【任意様式】